

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 1. 入院基本料に関する事項

---

当病院（一般病棟）では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は、次のとおりです。

- ・ 午前8時30分から午後4時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は7人以内です。
- ・ 午後4時30分から午前0時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
- ・ 午前0時30分から午前8時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。

### 2. 入院時食事療養に関する事項

---

入院時食事療養（Ⅰ）の基準に係る食事を提供しています。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供しています。

#### ○ 公立小野町地方総合病院

一般病棟（3階病棟）

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 責任医師 | 清野 義胤 | 薬剤師   | 横田 博信  |
| 病棟師長 | 諏訪 洋子 | 社会福祉士 | 鈴木 敏志  |
|      |       | 管理栄養士 | 長内 奈穂子 |
|      |       | 理学療法士 | 佐藤 匠   |

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 1. 入院基本料に関する事項

---

当病院（療養病棟）では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は、次のとおりです。

- ・ 午前8時30分から午後4時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
- ・ 午後4時30分から午前0時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。
- ・ 午前0時30分から午前8時30分まで  
看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。

### 2. 入院時食事療養に関する事項

---

入院時食事療養（Ⅰ）の基準に係る食事を提供しています。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供しています。

#### ○ 公立小野町地方総合病院

療養病棟（4階病棟）

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 責任医師 | 清野 義胤 | 薬剤師   | 横田 博信  |
| 病棟師長 | 國井 麻衣 | 社会福祉士 | 鈴木 敏志  |
|      |       | 管理栄養士 | 長内 奈穂子 |
|      |       | 理学療法士 | 佐藤 匠   |